厚生委員会資料令和6年2月26日健康推進部国保医療年金課

# 第34号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

令和6・7年度の保険料軽減対策は、令和4・5年度に引き続き、さらに2年間の実施をすることになった。この軽減対策に必要な経費は、都内全区市町村の負担金(一般財源)によって支弁するため、東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更が必要となった。

### 1 変更内容

規約の附則第5項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度分及び令和7年度分」に、「令和4年4月1日現在」を「令和6年4月1日現在」に改める。

# ◎関係区市町村の一般財源から保険料の軽減のために負担を求める経費

項目	負担割合
審查支払手数料相当額	100%
財政安定化基金拠出金相当額	100%
保険料未収金補塡分相当額	100%
保険料所得割額減額分相当額	100%
葬祭費相当額	100%

### 2 保険料構成図



※軽減措置後の保険料経費

※追加抑制策

※都独自軽減策(一般財源)

※特別対策(一般財源)

### 3 施行期日

令和6年4月1日

# 4 令和6・7年度の保険料率について

均等割額 47,300 円 前期比 900 円 1.9%増 所得割率 9.67% 前期比 0.18 ポイント 1.9%増 賦課限度額 800,000 円 平均保険料額 112,535 円

令和6年度については所得割率と賦課限度額に対し激変緩和措置が実施される。 6年度所得割率 旧ただし書き所得58万円以下 8.78% 前期比 -0.71ポイント 7.5%減

賦課限度額 730,000 円 平均保険料額 110,156 円

## 5 一般財源の概要

#### (1)東京都独自軽減策

# ① 保険料所得割額減額分

低所得者対策の「所得割額」減額(東京都広域連合の独自分:50%・25%減額)の財源は、各区市町村の一般財源を投入するものとされている。

### (2)特別対策(4項目)

① 審查支払手数料

診療報酬の審査支払手数料。

### ② 財政安定化基金拠出金

各区市町村の療養給付費に係る財源不足等に対し、貸付等を行うための基金。 国、東京都、広域連合(各団体)それぞれが、拠出金総額の1/3を負担する。 令和6、7年度については必要な基金残高に達しているため拠出はしない。

### ③ 保険料未収金補塡分

保険料収納率が100%を下回る場合は、その不足分を各区市町村が補塡する。

### ④ 葬祭費

被保険者が亡くなり、葬祭を行う者に支給する。広域連合からの支給額(5万円)の葬祭費の財源は、特別対策により各区市町村の一般財源を投入している。

(※区では、さらに一般財源より2万円を上乗せし、7万円を支給)

# 令和6・7年度保険料率の改定について

厚生委員会資料令和6年2月26日 健康推進部 国保医療年金課

#### ○ 《保険料率算定の設定条件》

- (1)被保険者数は、東京都の人口推計等を基に、令和6年度を「176.0万人」、令和7年度を「179.3万人」と推計した。
- (2)医療給付費はコロナ禍がなかったと仮定(医療費の大きい増減が無い)して、平成29年度~令和元年度の平均伸び率 「0.78%」を採用し、令和6年度を「1兆5,695億円」、令和7年度を「1兆6,110億円」と推計した。
- (3) 医療給付費については、診療報酬改定(診療報酬+0.88%、薬価△0.97%、材料価格△0.02%)の影響を令和6年度 「△39.5億円」、令和7年度「△17.8億円」、長瀬効果(※)による窓口2割負担の影響を令和6年度「△52.0億円」(医療費変化 率△0.33%)、令和7年度「△80.5億円」(医療費変化率△0.41%)と見込んだ。※ 実効給付率の変化に伴う医療費水準の変化 (4)所得係数は令和3年度、令和4年度の実績と令和5年度の暫定値を平均して「1.56」と推計した。国の通知により制度改 正の影響をすべて所得割額で賄うため52/48を乗じた結果、均等割額と所得割額は「37.17:62.83」となった。その結果、普通
- (5)被保険者の所得は、令和5年6月の確定賦課時点の所得を基とし、所得の伸び率を1年間あたり「0.32%」と見込んだ。
- 調整交付金が52/48を乗じる前と比較して「△40億円」となった。 (6)市区町村の保険料予定収納率については「99.00%」とした。
- (7) 剰余金は「260億円」を計上した。
- (8)審査支払手数料は国保連合会の資料に基づき「64.90円」で算出した。

#### ≪医療保険制度改革で受ける影響について≫

- (9)出産育児一時金の財政影響は東京都広域被保険者の全国広域被保険者数に占める割合から算出し、2年間で「22.80 億円」(1人あたり641円/年)と見込んだ。
- (10)後期高齢者負担率は、医療保険制度改革の影響の有無が所得によって異なる。国の通知に基づき「12.67%(制度改正 影響あり)」、「12.24%(制度改正影響なし)」とした。
- (11)賦課限度額が引き上げとなる。激変緩和措置として令和6年度は「73万円」、令和7年度は「80万円」となる。
- (12)激変緩和措置として、令和6・7年度均等割及び旧ただし書き所得58万円以下の方の令和6年度所得割は制度改正の 影響なしとなる。この激変緩和措置によって、不足する財源は旧ただし書き所得58万円を超える方の令和6年度所得割及び 所得割が賦課される全ての方の令和7年度所得割に転嫁される。

#### ≪財政安定化基金の活用について≫

保険料率上昇抑制のため、財政安定化基金の活用について、東京都と協議をしたが整わなかった。

#### 〇 収支内訳(特別対策等を継続する場合)

4項目の特別対策

計214億円

- 葬祭事業

約93億円

審查支払手数料

約76億円

財政安定化基金拠出金 - 保険料未収金補塡

O億円 約45億円

所得割額独自軽減 約5億円

#### 区市町村負担金合計

219億円(2か年分)

特別的対策あり	保健事業と介護予防の一体的実施事業 38億円 
支出 () 額計 ()	医療給付費 3兆1,805億円
収入 額計 4,528億円	国庫支出金 8,522億円 支援金1兆3,718億円
保險料収納必要額	製亦全 260億円 区市町村負担金 2,343億円 都適所県支出金 2,615億円

#### 〇 保険料率最終案

#### 特別対策等あり最終案

一人当たり平均保険料額		R4 - 5年度	R6 - 7年度	増減	増減率
一人当	こり十四末陝和領	104, 842円	111, 356円	6,514円	6. 2%
		R4 5年度	R6年度	増減	増減率
均等割額		46, 400円	47, 300円	900円	1.9%
所得割率	旧ただし書き所得58万円以下	9, 49%	8. 78%	-0.71pt	-7.5%
	旧ただし書き所得58万円超	9.49%	9. 67%	0.18pt	1.9%
一人当たり平均保険料額		104, 842円	110, 156円	5, 314円	5.1%
		R4 5年度	R7年度	増減	増減率
均等割額		46, 400円	47, 300円	900円	1.9%
Ī	<b>听得割率</b>	9. 49%	9. 67%	0.18pt	1.9%
一人当力	とり平均保険料額	104, 842円	112, 535円	7, 693円	7.3%

#### 【保険料額比較(公的年金収入のみの単身者で試算)】

単位:円

	#11#25	<b>本</b> X:油	割合		保険料額(年額)					旧但し書き所得階層別の		
年金収入額	年金収入額 制度改正 影響		剖口	· R5年度	R6年度	R5年度との増減		R7年度	R5年度との増減		被保険者害	割合
	赤ノ口	均等割額	所得割率	N3平皮	N0平皮	増減額	増減率	K/年度	増減額	増減率	(概算)	
153万円	×	7割軽減	_	13, 900	14, 100	200	1.4%	14, 100	200	1.4%	0円	54. 48%
168万円	Δ	7割軽減	50%軽減	21, 000	20, 700	-300	-1.4%	21, 400	400	1. 9%		
173万円	Δ	5割軽減	25%軽減	37, 400	36, 800	-600	-1.6%	38, 100	700	1. 9%	1円~58万円	11. 20%
197万円	Δ	5割軽減	軽減なし	64, 900	62, 200	-2, 700	-4. 2%	66, 100	1, 200	1.8%	1□~0001□	11. 20/0
211万円	Δ	2割軽減	軽減なし	92, 100	88, 700	-3, 400	-3. 7%	93, 900	1, 800	2.0%		
221万円	0	2割軽減	軽減なし	101, 600	103, 500	1, 900	1. 9%	103, 500	1, 900	1.9%		
240万円	0	軽減なし	軽減なし	128, 900	131, 400	2, 500	1.9%	131, 400	2, 500	1.9%	58万1円~ 229.5万円	23. 69%
400万円	0	軽減なし	軽減なし	264, 100	269, 200	5, 100	1. 9%	269, 200	5, 100	1.9%		
1007011		#土/収/みし	#土/収っ し	204, 100	209, 200	3, 100	1. 0/0	209, 200	3, 100	1.0/0	229.5万1円~	7. 49%
880万円	0	軽減なし	軽減なし	660, 000	673, 400	13, 400	2. 0%	673, 400	13, 400	2.0%	647.5万円~ ※R5限度額到達	0. 26%
942万円	0	軽減なし	軽減なし	660, 000	730, 000	70, 000	10.6%	730, 300	70, 300	10. 7%	706.4万円~ ※R6限度額到達	0. 30%
1,017万円	0	軽減なし	軽減なし	660, 000	730, 000	70, 000	10.6%	800, 000	140, 000	21. 2%	778.5万円~ ※R7限度額到達	2. 57%

※均等割軽減判定は、令和6年度の基準額で算定 ※網掛け部分は各年度における賦課限度額

#### │ ○ 参考

特別対策等なし(政令どおり)で算定した場合

1 244 -	たり平均保険料額	R4・5年度	R6 • 7年度	増減	増減率
一人当人	こり十均体液科領	104, 842円	116, 798円	11, 956円	11.4%
		R4 - 5年度	R6年度	増減	増減率
均等割額	均等割額		49, 600円	3, 200円	6.9%
所得割率	旧ただし書き所得58万円以下	9. 49%	9. 38%	-0.11pt	-1.2%
別待部华	旧ただし書き所得58万円超	9. 49%	10. 29%	0.80pt	8.4%
一人当#	とり平均保険料額	104, 842円	115, 511円	10,669円	10.2%
			R7年度	増減	増減率
均等割額		均等割額 46,400円 49		3, 200円	6.9%
Ī	听得割率	9. 49%	10. 29%	0.80pt	8.4%
一人当力	こり平均保険料額	104, 842円	118,062円	13, 220円	12.6%